

政令指定都市・新潟は「統治可能な規模」を超えているのか
—都市規模と統治能力の不均衡に関する一考察—

早武 淳

要旨

本稿は、政令指定都市・新潟市をめぐって繰り返し語られてきた都市規模に対する違和感について、その実体を制度的・構造的観点から検討するものである。新潟市は、人口規模では政令指定都市の中で中下位に位置する一方、市域面積が大きく、人口密度が低いという特徴を有している。こうした条件はしばしば「大きすぎる都市」という印象と結びつけられてきたが、本稿は、都市の大きさそのものが問題の本質であるとは限らないとの立場に立つ。

本稿ではまず、新潟市における区政の制度設計と運用実態を整理し、分権、身近さ、市民参加といった制度的メリットを確認する。その一方で、区政が高度化する過程において、都市全体の優先順位や戦略的判断を束ねる「統治の中心」が明確に可視化されてこなかった点に着目する。区単位では合理的な施策が積み重ねられているにもかかわらず、都市全体としての方向性や成果が市民に共有されにくい構造が、「まとまらなさ」や「統治できていない」という感覚を生み出している可能性を指摘する。

さらに、他の広域型政令指定都市との比較を通じて、これらの都市では、制度、空間、あるいは都市の物語を通じて「統治の中心」が何らかの形で可視化されている点を示す。これに対し、新潟市では、都市全体を束ねる統治の中心が、制度としても象徴としても十分に位置づけられていない。この点が、区政のメリットを十分に活かすきれない構造的要因となっている。

以上を踏まえ、本稿は、都市規模に対する違和感を、都市の大きさの問題としてではなく、統治能力の可視化が不十分であることを示す兆候として位置づける。その上で、広域政令指定都市における統治設計を再考するための分析枠組みを提示することを目的とする。

目次

第1章 問題の所在—「統治可能な規模」という問いをどう立てるか

- 1-1 政令指定都市制度と都市規模
- 1-2 新潟市をめぐり市民的言説と「規模への違和感」
- 1-3 本稿の視角と分析枠組み

第2章 新潟市の区政—制度目標と運用実態の射程

- 2-1 区役所と本庁の役割分担—「分権型政令市」という設計思想
- 2-2 区長への分権と区予算制度のメリット

- 2-3 区自治協議会と市民参加の制度化
- 2-4 区政が内包する統治上の負荷—多層化と判断軸の分散
- 第3章 他の政令指定都市との具体比較—統治条件としての規模をどう位置付けるか
 - 3-1 人口・面積・人口密度から見た新潟市の位置
 - 3-2 区役所モデル（大区役所制／小区役所制）との比較
- 第4章 統治能力の空白—区政が違和感を生み出すメカニズム
 - 4-1 区政は「統治能力」を補完しているか
 - 4-2 「区ごとの合理性」と「都市全体の非合理」
 - 4-3 参加の制度化と「決定の空白」
 - 4-4 「統治できていない」という感覚の生成過程
 - 4-5 他の広域型政令指定都市との決定的差異
 - 4-6 本章のまとめ
- 第5章 広域政令指定都市における「中央機能」の不在—統治の中心はどこにあるのか
 - 5-1 本章の問題設定—「統治の中心」を問う
 - 5-2 新潟市における統治の中心の所在—制度上の空白
 - 5-3 なぜ統治の中心が制度化されなかったのか
 - 5-4 他の政令指定都市における統治の中心の可視化
 - 5-5 新潟市との構造的差異
 - 5-6 本章のまとめ
- 終章 結論—新潟市は「統治可能な規模」を超えているのか

第1章 問題の所在—「統治可能な規模」という問いをどう立てるか

政令指定都市制度は、一定規模以上の人口を抱える都市に対し、都道府県が担ってきた事務権限の一部を移譲し、都市が自らの裁量で政策を組み立てうる体制を整えることを目的として設計されてきた。その制度設計上、指定都市は行政組織上の特例として「区」を設置し、市長の権限に属する事務を分掌させることが義務付けられている。言い換えれば、区制度は単なる便宜的な仕組みではなく、規模の大きな都市を運営するための統治インフラとして位置付けられている。

しかし新潟市をめぐるのは、「市域が広すぎる」「一体感がない」「旧市町村ごとの分断が残っている」といった言説が、繰り返し市民の間で語られてきた。これらの感覚は直感的には理解しやすい一方で、しばしば印象論として使用され、制度や運用の構造に即したかたちで十分に検証されてきたとは言い難い。

本稿が焦点を当てるのは、こうした言説の背後にある「規模に対する違和感」そのものである。すなわち、新潟市は本当に統治が困難な規模に達しているのか、それとも問題は

都市の大きさそのものではなく、現在の都市規模と、それを扱う制度設計や意思決定の仕組みとの間に生じている不整合にあるのではないか、という問いである。

ここであらかじめ確認しておきたいのは、本稿が政令指定都市化の成否を単純に二分する立場を取らないという点である。都市が大きいことは、権限や資源の集約、都市機能の高度化、広域的な調整力の獲得といった利点をもたらさう。一方で、大きさは同時に、行政需要の多様化、空間的距離の拡大、意思決定の多層化といった運用上のコストも伴う。したがって問うべきなのは、都市規模の大小それ自体ではなく、現在の都市規模と、それを統治する制度・運用のあいだに、どのような不均衡が生じているのかであろう。

以上を踏まえ、本稿は、

- (1) 新潟市の「規模」を複数の指標から分解し、
- (2) 新潟市の区政（区役所・区長・区自治協議会等）が何を目指し、何を達成し、どこで統治上の負荷を生じさせているのかを整理し、
- (3) 他の政令指定都市との具体的比較を通じて、新潟市が直面している「統治可能な規模」をめぐる課題がどのようなものであるかについて検討する。

第2章 新潟市の区政一制度目標と運用実態の射程

2-1 区役所と本庁の役割分担―「分権型政令市」という設計思想

新潟市は、政令指定都市への移行にあたり、区役所と本庁の役割分担を明確化する方針を掲げてきた。具体的には、区役所には「地域のまちづくり」や「区民生活に関わりの深い事務事業」を担わせ、本庁には「市全体のまちづくり」や「市域全体に及ぶ施策の企画立案・総合調整」を担わせるという整理である。

また、市民に身近な行政サービスを区役所で完結させる、いわゆるワンストップ化を志向するとともに、住所地にかかわらず原則としてどの区役所でもサービス提供を受けられるようにするなど、窓口行政の面でも「身近さ」と「均質性」の両立が構想されてきた。

さらに、「住民自治の確立」を掲げ、区民や住民自治組織、NPO等の意見を反映させる仕組みの整備、コミュニティ組織の育成・活動支援、公共施設運営への関与といった協働の枠組みも整えられてきた。

要するに、新潟市は「分権型政令市」を目指し、区役所を単なる本庁の下部出先ではなく、一定の裁量を持つ現場機関として位置付けようとしてきた点に、この設計思想の特徴がある。

2-2 区長への分権と「区予算」一制度としてのメリット

この設計思想を具体化する装置として、区長への分権（予算執行権限、契約権限、一定の職員人事権限等）や、区の特徴ある取組を支える予算制度が導入・検討されてきた。

新潟市では、本庁所管部署を経ずに区へ直接配分される「区本配当予算」、区の伝統や地域特性、課題解決に資する「特色ある区づくり予算」、さらには区役所が所管部局に対して予算編成を求めることができる「区提案予算制度」などが整備されてきた。

これらの制度は、少なくとも制度目標として、次のようなメリットを想定している。

第一に、地域課題への応答速度の向上である。生活に密着した行政課題については、本庁完結よりも、現場が一定の裁量を持つ方が迅速に対応できるという期待がある。

第二に、地域差の可視化と「区の編集」可能性である。広域合併後の市域では、歴史、産業、生活圏は必ずしも同質ではない。区単位で課題や資源を把握し、優先順位を付けることは、都市内部の差異を政策対象として扱う前提を整える。

第三に、市民参加・協働の接点形成である。住民自治の制度化は、行政が単独で課題を処理するモデルから、市民や団体との協働へと運営原理を転換するための足場となりうる。

2-3 区自治協議会一制度としてのメリットと限界

新潟市の区政を特徴づけるもう一つの要素が、地方自治法に基づく「区自治協議会」である。区自治協議会は、市民参加の実体を担保する装置として位置付けられ、区民等の意見を調整・集約し、区政に反映させること、さらには市との協働によるまちづくりの要となる機関とされている。

一方で、区自治協議会は「市長の附属機関」であり、その権限や予算は市議会が認めた範囲に制約されることが制度上明示されている。ここには、区政のメリットである参加と協働の制度化と同時に、意思決定権限が限定されるという構造的な限界が併存している。

すなわち、区自治協議会は「声を集める」ことには有効であるが、その声が都市全体の戦略判断へと接続される構造が弱い場合、参加は提案にとどまり、決定は別の場所で行われる。その結果、制度としての参加は整っていても、市民側には「反映された実感」が残りにくくなる。

2-4 区政のデメリット—統治の多層化と判断軸の分散

以上の制度目標を踏まえつつ、区政がもたらす統治上の負荷を整理する。

第一に、統治の多層化である。区役所と本庁の役割分担は理念上合理的であるが、実務において「区で完結する事務」と「市域全体に及ぶ施策」を明確に切り分けることは容易ではない。多くの課題は、生活に密着しながらも、全市的な制度や財源と連動している。このとき役割分担は、責任の明確化ではなく、協議や調整の増加を通じて意思決定を遅らせる要因となりうる。

第二に、判断軸の分散である。区ごとの個別合理性は、都市全体としての優先順位—どこに資源を集中し、どこを縮小・転換するのか—と必ずしも一致しない。区提案予算や特

色予算は区の創意工夫を促す一方で、都市戦略が弱い場合には、施策が「区ごとの積み上げ」になりやすい。その結果、全市レベルの戦略は抽象化し、区レベルでは事業が羅列されるという構造が生じる。

第三に、参加の制度化が「決定の所在」を不明瞭にするリスクである。区自治協議会のような参加制度が整備されるほど、「議論している」「意見を聞いている」という形式は整う。しかし、どこで何が決まり、何が決まらなかったのかが可視化されない場合、参加は手続の充実にとどまり、最終的な意思決定不全が温存される。

以上より、新潟市の区政は、制度目標としては分権、身近さ、協働を掲げながら、運用上は「本庁一区役所一市民参加」という多層構造の中で、都市全体の判断軸が相対的に弱体化しうる。この点こそが、新潟市において「統治可能な規模」をめぐる違和感が生じる背景として重要である。

第3章 他の政令指定都市との具体比較—統治条件としての規模をどう位置付けるか

3-1 人口・面積・人口密度から見た新潟市の位置

「統治可能な規模」という問いを、印象論ではなく客観的に検討するため、政令指定都市20市の人口・面積・人口密度を参照する。

新潟市は、人口規模では政令指定都市の中で中下位に位置する。一方で、面積は比較的広く、人口密度は低い水準にある。すなわち新潟市は、「人口規模に比して市域が広く、都市活動が空間的に分散しやすい」タイプの指定都市である。

同様の特徴を持つ指定都市は他にも存在する。浜松市や静岡市は、新潟市と同程度またはそれ以上に広域であり、人口密度も低い。他方、札幌市、仙台市、広島市といった都市も、一定の広がりを持ちながら、人口密度は中位から低位に位置している。

これらの比較から導かれる含意は明確である。新潟市の広さや人口密度の低さは、政令指定都市の中で例外的な条件ではない。したがって、「統治可能な規模」をめぐる問題は、人口や面積そのものよりも、これらの条件を前提とした統治設計がどのように機能しているかによって評価されるべきである。

3-2 区役所モデル（大区役所制／小区役所制）との比較

政令指定都市の区制度は一様ではなく、区役所が多くの機能を担う「大区役所制」と、区役所の権限が相対的に限定される「小区役所制」という整理が用いられることが多い。

新潟市が掲げてきた「区長への分権」「区で完結する身近な行政サービス」「住民自治の確立」といった理念は、方向性としては大区役所制的である。実際に、区本配当予算や区提案予算制度など、区の裁量を制度化する工夫が積み重ねられてきた。

ただし、ここで重要なのは、区に権限や参加制度を寄せることが、そのまま都市全体の統治能力を高めるとは限らない点である。都市戦略の中核一本庁と議会が担うべき優先順

位付け、資源配分の基準、停止・転換の判断—が弱い場合、区政の充実は、判断の分散を通じて、かえって都市全体の統治の輪郭を曖昧にする可能性がある。

第4章 統治能力の空白—区政が違和感を生み出すメカニズム

4-1 区政は「統治能力」を補完しているか

前章までで確認した通り、新潟市の区政は、制度理念としては分権・身近さ・協働を掲げ、一定の制度装置を備えている。これらは、広域な市域において行政サービスの近接性を確保し、地域差を可視化し、市民参加の接点を整えるという点で、一定の合理性を有している。

しかしながら、ここで改めて問うべきは、区政が都市全体の統治能力を補完しているのか、それともその不足を覆い隠してしまっているのかという点である。

本稿でいう統治能力とは、単なる事務処理能力ではない。都市全体として、何を優先し、どこに資源を集中し、何を継続し、何を転換するのかを判断し、その判断に責任を持つ能力を指す。

区政が有効に機能するためには、この統治能力が市全体レベルで確立され、その上で区が現場としての裁量を行使するという関係が成立している必要がある。しかし新潟市においては、この前提が十分に満たされていない可能性を否定できない。

4-2 「区ごとの合理性」と「都市全体の非合理」

区政の制度的メリットの一つは、区単位で課題を把握し、比較的合理的な対応を行える点にある。しかし、この「区ごとの合理性」は、都市全体としての合理性を自動的に保証するものではない。

各区がそれぞれ妥当な理由を持って事業を立案すると、全市的には類似の事業が並立しやすくなる。また、特定の地域を重点化する、実験的に位置付けるといった戦略的判断は、均衡への配慮を理由に回避されやすい。その結果、都市全体の戦略は抽象化し、区単位の事業の積み上げにとどまってしまう。

このとき、成果は断片化され、市民にとっては「何が変わったのか分からない」という感覚が残る。これは、区政そのものの失敗ではなく、都市全体の統治能力が弱い状態で区政が運用されていることによって生じる構造的現象である。

4-3 参加の制度化と「決定の空白」

新潟市の区政において、市民参加の制度化は重要な位置を占める。しかし本稿の関心は、参加の形式ではなく、参加が最終的な意思決定にどのように接続されているかにある。

区自治協議会は、意見集約・提言機能を担うが、最終的な決定権を持つわけではない。この点自体は制度上当然である。しかし、提言がどの段階で、どのように判断されたのかが可視化されない場合、「議論は行われたが、何が決まったのか分からない」という状態が生じやすくなる。

参加が制度化されるほど、「議論している」という事実が前面に出る一方で、「決める」という行為の輪郭は薄れる。この構造は、意思決定不全を静かに安定化させる。

4-4 「統治できていない」という感覚の生成過程

以上の分析を踏まえると、市民の間で語られる「まとまらない」「制御できていない」といった感覚は、都市規模の物理的条件から直接生じているわけではない。

むしろ、その感覚は、

- ◆ 行政や参加の接点は細分化されている
- ◆ 一方で、都市全体の判断軸が示されない
- ◆ 個別には動いているが、全体の方向性が見えない
- ◆ 誰が何を決めているのかが分からない

という過程を経て生成されている。

このとき、「統治可能な規模」をめぐる違和感は、都市の大きさそのものではなく、統治の手応えが市民に共有されていないことを示す兆候として現れる。

4-5 他の広域型政令指定都市との決定的差異

新潟市と同様に、広域な市域を持つ政令指定都市は他にも存在する。しかし、それらの都市では、統治の中核や都市全体の物語が、完全でなくとも一定程度共有されている場合が多い。

どこに資源を集中するのか、何をやめ、何を変えたのかが可視化されること自体が、統治能力の説明となる。これに対し、新潟市では、こうした判断が制度的に表に出にくい。

その結果、区政は都市統治を補完する装置ではなく、統治の空白を覆い隠す装置として機能してしまう危険性を持つ。

4-6 本章のまとめ

本章では、新潟市の区政が持つ制度的合理性と、その裏側で生じている統治上の空白について検討してきた。

区政は、身近さ・分権・参加の点で合理性を有する。一方で、都市全体の統治能力が弱い場合、区政は判断軸を分散させ、意思決定の所在を不明瞭にする。その結果、市民の間には、「統治できていない」という感覚が生成される。

以上を踏まえると、新潟市の課題は都市規模そのものではなく、この規模の都市を前提とした統治の設計と運用が未完成であることに集約される。

第5章 広域政令指定都市における「中央機能」の不在—統治の参照点はどこにあるのか

5-1 本章の問題設定—「中央機能」を問う

広域的な市域と複数の行政区を抱える政令指定都市においては、都市全体における課題の優先順位を整理し、資源配分や政策転換を方向づける何らかの中核的機能が不可欠となる。ここでいう中核的機能（以下「中央機能」）とは、単一の行政区や特定の組織を指すものではない。都市全体を一つの主体として構想し、意思決定の輪郭を市民に見えるかたちで示すための統治の中心点を意味する。

重要なのは、この中央機能が、必ずしも制度上の「上位組織」として存在する必要はないという点である。むしろ、制度、空間、あるいは都市の物語として、都市全体の方向性がどこから語られ、どこに集約されているのかが可視化されているかどうか問われる。

本章は、新潟市において都市全体を束ねる中央機能が、制度的にも象徴的にも十分に位置づけられていないのではないかという仮説を検討することを目的とする。

5-2 新潟市における中央機能の所在—制度上の空白

新潟市には、行政機関、商業・業務機能、文化施設、交通結節点が集積する地域が存在し、機能的な中心は一定程度明確である。しかしながら、それらの集積が、都市全体の統治における中核として制度的に位置づけられているとは言い難い。

都市全体の戦略的判断は本庁に集約されているものの、その判断がどのような優先順位に基づき、何を選択し、何を見送ったのかが、空間的・象徴的に示される場は明確ではない。その結果、都市の将来像は計画文書としては存在しても、それを体現する「統治の中心点」が市民に見えにくい構造となっている。

この点において、新潟市の中央機能は、制度上も言説上も明確な位置を持たず、宙吊りの状態に置かれていると評価できる。

5-3 なぜ中央機能が制度化されなかったのか

ではなぜ、新潟市では中央機能が明示的に制度化されてこなかったのか。本稿は、以下の三点を要因として挙げる。

第一に、区の平等性への強い配慮である。広域合併を経た都市において、特定の地域や区を「中心」として制度的に位置づけることは、周辺地域との間に政治的・心理的摩擦を生む可能性がある。そのため、区制度は意図的に横並びで設計され、中央機能の明示が回避されてきた。

第二に、本庁機能との役割混同への懸念である。都市全体の戦略的判断は本来、本庁および市議会が担うべきであり、これを特定の空間や区に重ねることは、行政組織上の二重化を招くとの認識が存在してきた。

第三に、政令指定都市移行時の制度設計の重心である。新潟市は移行過程において、区政の設計と分権の仕組み構築に多くのエネルギーを投入した。その一方で、都市全体を束ねる中枢機能をどのように可視化するかについては、十分な整理が行われないうまま現在に至っている。

これらの要因が重なり、中央機能は制度設計の外側に置かれたまま運用されてきた。

5-4 他の政令指定都市における中央機能の可視化

他の政令指定都市を概観すると、中央機能は必ずしも同一の形で存在しているわけではない。しかし多くの都市では、以下のいずれかの形で「中央」が可視化されている。

第一に、都心を戦略単位として明示する都市である。都市再生、経済政策、国際競争力強化など、全市的テーマが特定の都心空間に集約され、その空間が都市全体の牽引役として位置づけられている。

第二に、象徴的中心を都市の物語として固定している都市である。制度上は区が横並びであっても、都市の将来像や重点施策が一貫して特定の中心地区から語られ、そこが事実上の中央機能を果たしている。

第三に、多核型でありながら編集主体が明確な都市である。複数の拠点が存在していても、それらが都市戦略の中で役割分担され、誰が全体を構想しているのかが明確である場合、中央機能は分散しつつも可視化されている。

これらに共通するのは、中央機能が行政区の名称や序列によってではなく、統治の構造として明確に示されている点である。

5-5 新潟市との構造的差異

以上の都市と新潟市を比較した場合、決定的な差異は次の点に集約される。

第一に、都市全体の判断が「どこから語られるのか」が不明確である点である。新潟市では、都市像は抽象的な計画として提示されるものの、それを象徴的に体現する統治の中心点が存在しない。

第二に、区政と中央機能の役割分担が整理されていない点である。区は生活・実装の単位として機能している一方で、区を超えて編集・統合する主体が制度的に想定されていない。

第三に、意思決定の可視性が弱い点である。何を選び、何を見直し、何を転換したのかという判断が、都市のどこにも刻印されないため、統治の成果や方向性が市民に共有されにくい。

この構造が、第4章で論じた「区ごとの合理性」と「都市全体の非合理」を増幅させている。

5-6 本章のまとめ

本章で明らかにしたのは、新潟市において都市全体を束ねる中央機能が、制度としても象徴としても明確に位置づけられていないという点である。

中央機能を欠いたまま区政が高度化すると、区単位では合理的な施策が積み重ねられる一方で、都市全体としての優先順位や方向性は不可視化される。その結果、統治の手応えが市民に共有されにくくなる。

したがって、都市の規模に関する違和感は、都市の大きさそれ自体ではなく、中央機能の不在がもたらす統治構造上の帰結として理解されるべきである。本章の分析は、第4章で論じた統治能力の空白を、都市構造の観点から補強するものであり、終章における結論へと論理的に接続される。

終章 結論—新潟市は「統治可能な規模」を超えているのか

本稿は、政令指定都市・新潟市をめぐって繰り返し語られてきた都市規模に対する違和感について、その妥当性を検討してきた。検討の結果、人口規模や市域面積といった客観的指標から、新潟市が政令指定都市として例外的に統治困難な規模にあると結論づけることは困難であることが明らかとなった。

むしろ、本稿の分析が示したのは、都市規模に関する違和感が、統治の手応えが市民に共有されていない状態を表象する言語として機能しているという点である。

新潟市では、区政を中心とした分権的制度設計が進められ、身近な行政サービスや市民参加の接点は制度的に整備されてきた。これらは、広域合併後の都市運営において合理的な選択であったと言える。一方で、都市全体としての優先順位や戦略的判断を可視化する中枢機能（本稿でいう「中央機能」）は、制度上も言説上も明確に位置づけられてこなかった。

その結果、区単位では一定の合理性を持つ施策が積み重ねられる一方で、都市全体として「何を目指し、何を選び、何を見直したのか」が見えにくい構造が形成されている。この統治能力の空白が、空間的な広がり結びついたとき、都市が「制御されていない」という感覚が生じ、それが都市規模の問題であるかのように語られてきたと解釈できる。

他の政令指定都市との比較からも明らかなように、広域な市域や低い人口密度それ自体が、直ちに都市統治の困難を意味するわけではない。むしろ、それらの都市では、制度・空間・物語のいずれかを通じて中央機能が可視化され、都市全体の判断軸が何らかの形で確保されている。

これに対し、新潟市では、都市全体を束ねる中央機能が、制度としても象徴としても十分に位置づけられていない。この点が、区政のメリットを十分に活かすきれない状態を生み、結果として都市の規模そのものが問題であるかのように理解される構造を強めている。

以上を踏まえると、本稿の問いに対する暫定的な結論は次のように整理できる。新潟市が直面している課題は、都市が大きいことではない。この規模の都市を前提とした統治の設計と運用が、いまだ完成形を持たないまま運用されていることにある。

なお、本稿は意図的に、具体的な制度改革案や処方箋を提示していない。それは、政令指定都市の統治設計が、単一の制度改変や組織再編によって解決される性質の問題ではないからである。中央機能の位置づけ、区政との関係、意思決定と評価の接続といった論点は、都市の歴史、地理、政治文化と密接に結びついており、拙速な「解」を示すことは、かえって議論を矮小化する危険を伴う。

本稿が提示したのは、結論というよりも、問いの構造である。すなわち、

- ◆ この規模の都市において、誰が、どこで、何を決めるのか
- ◆ 区政は都市統治を補完しているのか、それとも代替しているのか
- ◆ 「中央」は制度として、空間として、あるいは物語として、どのように可視化されるべきなのか

これらの問いに向き合うことなく、都市規模を理由に問題を回避し続ける限り、統治をめぐる違和感は形を変えながら再生産され続けるだろう。

新潟市に求められているのは、都市の縮小や制度の否定ではない。問われているのは、この規模の都市を、どのような統治構造のもとで引き受けるのかという、根源的な選択である。

参考文献

1. 『地方自治法』国会（1947年、最終改正2023年）
2. 『地方自治法施行令』内閣（1947年、最終改正2023年）
3. 『政令指定都市制度の概要』総務省（2023年）
4. 『指定都市制度に関する資料』総務省自治行政局（2022年）
5. 『住民基本台帳人口要覧』総務省統計局（2024年）
6. 『市町村合併に関する資料集』総務省（2010年）
7. 『新潟市総合計画』新潟市（2023年）
8. 『新潟市行政組織規則』新潟市（2024年）
9. 『区自治協議会に関する条例』新潟市（2024年）
10. 『区役所の役割と区政運営に関する資料』新潟市（2022年）
11. 『予算説明資料（区本配当予算・区提案予算関連）』新潟市（2023年）